

建築・住宅で困っていませんか 総合相談窓口を開設します

長野県建築相談連絡会

(事務局 一般社団法人長野県建築士会)

住宅をはじめ建物に関しては、土地選びから空き家処分まで多様な相談が行なわれています。

誰に相談してよいか、どのような解決の方法があるのか悩まれている方に長野県建築士会が総合相談窓口となって相談内容に応じた専門の相談先を案内する体制を整えることとしました。建築・住宅に関する関係団体が協力して、現在行われている各団体での相談へもご案内します。本年度は、関係団体が協力して面接相談会を開催しますので、ご利用ください。また、今後総合案内の専用HPを開設して相談事例などを公表していきます。

電話相談

建築・住宅に関する様々なご相談に対して、相談内容に応じて専門の相談先(団体・機関等)を電話でご紹介します。面接相談の予約も受け付けます。



総合電話案内
026-235-0561
(建築士会本会)

ご利用時間 10:00~16:00
(土、日、祝日、年末年始を除く)
建築士会各事務所でも受け付けます。

無料面接相談



毎月実施(初旬と中旬を予定:HPで確認)
建築士会の本会・事務所で建築士が
相談に応じます

建築・住宅に関する相談を長野県建築士会本会と各事務所で建築士(建築士会会員)が直接相談に応じます。建築技術に関すること以外の専門分野の相談は相談先の紹介を行います。特定面接相談への予約も受け付けます。

- 相談日 長野県建築士会本会のHPに毎月の相談日を掲載しています。
- 原則的に予約が必要です。



特定の日に専門家合同による相談会を実施
建築・住宅に関する関係団体の専門家が
直接相談に応じます

建築・住宅に関する様々な相談に相談内容に応じた専門家(建築士、司法書士、土地家屋調査士、宅地建物取引士、行政書士、税理士、FP等)が直接相談に応じます。

- 予め予約が必要です
電話番号
左記総合電話案内又は建築士会各事務所電話及び下記関係団体へ
- 相談実施日及び場所
建築士会本会のHP「特定面接談日」をご覧ください。

関係団体(建築相談連絡会など)ではそれぞれの専門家による無料相談を行っています。
ご相談はそれぞれの関係団体へお問い合わせください。



長野県建築士会地域相談窓口電話番号

佐久事務所 0267-63-8080

上田事務所 0268-26-1412

諏訪事務所 0266-58-6624

伊那事務所 0265-78-6403

飯田事務所 0265-22-9770

木曾事務所 0264-24-2457

松本事務所 0263-31-3617

大町事務所 0261-22-5208

北信事務所 0269-23-5445

長野事務所 026-225-9980

各事務所の所在地は長野県の合同庁舎内の建設事務所建築担当課内にあります



長野県建築相談連絡会構成団体

一般社団法人長野県建築士会／一般社団法人長野県建築士事務所協会／協同組合長野県解体工事業協会

一般社団法人長野県宅地建物取引業協会／公益社団法人全日本不動産協会長野県本部／長野県司法書士会／長野県土地家屋調査士会

長野県行政書士会／関東信越税理士会長野県支部連合会／長野県建設労働組合連合会／JSCA長野／日本FP協会長野支部

※今後、長野県弁護士会などの参画を予定しています。

特定面接相談会の会場ご案内

建築・住宅に関する様々な相談に、相談内容に応じた専門家(建築士、司法書士、土地家屋調査士、宅地建物取引士、行政書士、税理士、ファイナンシャルプランナー等)が直接相談に応じます。

11月6日(月) 10:30~16:00 ※予約終了
 長野県建築士会館 3階会議室 長野市大字南長野字宮東426-1

12月4日(月) 10:30~16:00
 JA松本市会館 301・302会議室 松本市深志2-1-1

1月9日(火) 10:30~16:00
 もんぜんぶら座 701会議室(総合受付)ほか

2月4日(日) 10:30~16:00
 ホテルメルパルク長野 3階

※2月4日は長野県建築士会が主催する「省エネシンポジウム」に併せて実施します。
 ※長野県建築士会館、ホテルメルパルク長野の駐車場は無料ですが、その他は有料となりますので公共交通機関をご利用ください。

◆相談の予約方法など

以下の方法でそれぞれの相談日の前月20日まで(2月分は1月19日まで) 予約を受付けます。

- ①建築士会本会・各事務所まで電話又は来訪により予約を受付けます。
- ②建築士会本会・各事務所まで毎月行っている「定例面接相談」で予約を受付けます。

予約電話番号 026-235-0561 (長野県建築士会本会事務局)

◆予約時の注意点

- ①相談される方のお名前・連絡先電話番号・相談内容・希望日、場所及び時間を申し出てください。
- ②あらかじめ相談先(専門家)を指定される場合は申し出てください。
- ③相談先(専門家)が分からない場合は、相談内容をお聞きして相談内容に応じた専門家が対応します。

◆相談当日の注意点

- ①相談は一人概ね20分以内とさせていただきます。(相談希望者が多い場合はお待ちいただく場合があります。)
- ②相談内容を説明いただくお手持ちの資料(契約書、図面、写真など)を持参ください。
- ③相談された方の個人情報については関係法令に基づき保護されます。
- ④後日、集約した相談内容を相談総窓口(今後立ち上げる総合相談のHP)の相談事例として活用させていただくことがあります。この場合においても相談された方の個人情報は保護いたします。
- ⑤当日相談解決に至らない場合があることをご承知おきください。また、特定の業者等の紹介や問い合わせには応じられません。